

【参 考 資 料】

- 1 交通安全対策基本法（抜粋）
- 2 新居浜市交通安全対策会議条例
- 3 新居浜市交通安全対策会議委員等一覧
- 4 新居浜市の交通事故の発生状況

1 交通安全対策基本法（抜粋）

（昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号）

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

（市町村交通安全対策会議）

第十八条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。
- 3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

- 2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。
- 3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。
- 5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

2 新居浜市交通安全対策会議条例

昭和 46 年 10 月 5 日

条例第 20 号

(設置)

第 1 条 交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)第 18 条第 1 項の規定に基づき、新居浜市交通安全対策会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新居浜市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 委員は、次の各号に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 国の関係地方行政機関の代表者 1 人
 - (2) 愛媛県の職員で知事が指定する職にある者 2 人
 - (3) 愛媛県警察新居浜警察署長
 - (4) 新居浜市教育長及び消防長
 - (5) 新居浜市の職員で市長が指定する職にあるもの 7 人

4 会長は、会議を主宰し、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第 4 条 会議に特別の事項を審議させるため、必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、四国旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されたものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第 5 条 会議に幹事若干人を置く。

2 幹事は、委員及び特別委員の属する機関の職員のうちから、委員の推薦又は指名により、市長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、交通安全事務担当課において処理する。

(議事等)

第7条 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年7月20日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年7月1日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年4月1日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年12月27日条例第26号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 新居浜市交通安全対策会議委員等一覧

役名	所属機関	職名
会長	新居浜市	市長
委員	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	所長
委員	愛媛県東予地方局	地域産業振興部長
委員	愛媛県東予地方局	建設部長
委員	新居浜警察署	署長
委員	新居浜市教育委員会	教育長
委員	新居浜市消防本部	消防長
委員	新居浜市	副市長
委員	新居浜市	危機管理統括部長
委員	新居浜市	企画部長
委員	新居浜市	総務部長
委員	新居浜市	福祉部長
委員	新居浜市	経済部長
委員	新居浜市	建設部長
特別委員	四国旅客鉄道株式会社	新居浜駅長
特別委員	四国旅客鉄道株式会社	松山保線区長
幹事	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所	西条国道維持出張所長
幹事	愛媛県東予地方局	防災対策室長
幹事	愛媛県東予地方局	道路課長
幹事	新居浜警察署	交通課長
幹事	新居浜市教育委員会事務局	学校教育課参事
幹事	新居浜市消防本部	警防課長
幹事	新居浜市	危機管理課長
幹事	四国旅客鉄道株式会社	新居浜駅管理総括助役

※ 所属機関、職名は令和3年6月1日現在

4 新居浜市の交通事故の発生状況

(1) 新居浜警察署管内交通事故年別推移

年別	発生件数	死者数	傷者数	年別	発生件数	死者数	傷者数
昭和 36 年	201	16	244	平成 3 年	977	13	1,112
37	217	12	239	4	1,006	12	1,191
38	235	15	266	5	1,083	9	1,283
39	302	15	336	6	1,044	8	1,231
40	264	13	330	7	1,000	7	1,217
41	339	13	383	8	1,049	11	1,222
42	484	15	569	9	1,031	6	1,216
43	575	15	702	10	1,052	7	1,246
44	915	23	1,115	11	1,006	13	1,201
45	923	26	1,118	12	1,015	15	1,225
46	922	23	1,154	13	987	8	1,164
47	948	31	1,138	14	1,004	10	1,186
48	851	13	1,061	15	1,020	8	1,221
49	721	13	871	16	1,048	7	1,262
50	763	11	879	17	1,082	6	1,304
51	850	14	1,012	18	1,025	7	1,246
52	848	17	1,006	19	991	8	1,162
53	882	10	1,089	20	908	5	1,078
54	1,114	15	1,280	21	849	5	971
55	1,012	10	1,217	22	785	4	908
56	1,004	10	1,161	23	793	7	909
57	831	10	1,008	24	713	3	838
58	849	8	1,040	25	651	6	756
59	921	13	1,153	26	498	5	609
60	1,103	13	1,286	27	406	5	460
61	1,243	19	1,459	28	335	9	383
62	1,226	11	1,415	29	406	4	474
63	1,066	12	1,218	30	365	5	410
平成元年	1,137	11	1,310	31/令和元年	283	1	320
2	1,064	10	1,232	2	232	5	265

(2) 新居浜警察署管内の高齢者交通事故年別推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2
発生件数	284	249	249	199	155	121	163	150	127	121
死者数	6	2	2	3	3	6	1	2	1	3
傷者数	219	191	165	154	106	85	108	93	83	61

(3) 道路別発生件数 (令和2年)

	道路別			
	国道	県道	市道	その他
県内 (件数)	662	590	1,003	149
構成率 (%)	27.5	24.5	41.7	6.2
管内 (件数)	41	73	107	11
構成率 (%)	17.7	31.5	46.1	4.7

(4) 事故類型別発生件数 (令和2年)

	歩行者			自転車			車両相互						車両単独	踏切 (対列車)
	対背面	横断中	その他	出会い頭	右左折	その他	正面	追突	出会い頭	右折時	左折時	その他		
県内 (件数)	48	180	82	256	112	90	58	558	464	171	91	216	77	1
構成率 (%)	2.0	7.5	3.4	10.6	4.7	3.7	2.4	23.2	19.3	7.1	3.8	9.0	3.2	0.04
管内 (件数)	4	16	5	28	5	12	1	61	42	17	7	28	6	0
構成率 (%)	1.7	6.9	2.2	12.1	2.2	5.2	0.4	26.3	18.1	7.3	3.0	12.1	2.6	0.0

(5) 道路形状別発生件数 (令和2年)

	道路形状別			
	交差点	交差点付近	カーブ	直線等
県内 (件数)	1,170	170	92	972
構成率 (%)	48.7	7.1	3.8	40.4
管内 (件数)	106	31	2	93
構成率 (%)	45.7	13.4	0.9	40.1

出典：新居浜警察署・新居浜交通安全協会・新居浜安全運転管理者協議会編
「令和2年交通白書」